

## 役員 の 改 選

会 長            1 名  
副会長          若干名  
理 事            若干名  
監 事            2 名

平成26年7月17日 提出  
平成26年7月     日

全国森林環境税創設促進議員連盟  
会 長   板 垣 一 徳

## 役員 の 選 出 規 定

全国森林環境税創設促進議員連盟規約第8条による役員候補者の選出について、「会長」は役員会で候補者を選出し、「副会長」は役員会で各ブロックの候補者を選出し、「理事」は正副会長が選出されていない各都道府県から1名を選出（ただし、北海道ブロックを除く。）し、「監事」は役員会で候補者を選出し、それぞれ総会に諮り選出するものとする。

また、役員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

平成8年8月5日 制定  
平成10年7月22日 改正  
平成14年7月12日 改正

### 全国森林環境税創設促進議員連盟規約（抜粋）

第8条 本会に次の役員をおく。選出は役員選出規定による。

会 長 1名  
副会長 若干名  
理 事 若干名  
監 事 2名

第9条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。
- 3 第2項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。